

第223回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時（開場時刻：午前9時30分）

開催場所 東京都中央区日本橋三丁目6番2号
日本橋フロント6階
AP日本橋 会議室F・G
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

■ 株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場について自粛を含めた慎重なご判断をお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

目次

第223回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
(提供書面)	
事業報告	22
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告書	51

 **東京製綱株式會社**

証券コード：5981



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/5981/>



証券コード 5981
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
東京製綱株式会社
取締役社長 原 田 英 幸

第223回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第223回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、下記の期限までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに行使してください。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時（開場時刻：午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント6階
A P日本橋 会議室F・G |

感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。また、受付の混雑回避のため入場整理を実施する予定でございます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- (1) 第223期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第223期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役10名選任の件
- 第3号議案** 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案** 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 株主様からご提出された議決権行使書の取り扱い

本総会に関し株主様からご提出された議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権のいずれの記載もない場合は、賛成の意思表示があったものとするとし、その旨を議決権行使書面に記載いたします。

- (2) 本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokyorope.co.jp/ir/stocks.html>) に掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。

なお、株主総会招集通知提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

〈新型コロナウイルス感染拡大防止への対応に関する株主の皆様へのお願い〉

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。 マスクをご着用いただけない場合は、会場への入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただくことを予定しております。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokyorope.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

6ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

● 株主総会へご出席



株主総会開催日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時
〔開場時刻：午前9時30分〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

当日ご出席されない場合

● 書面による議決権行使

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時到着分まで

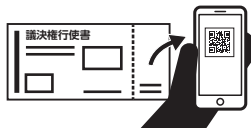


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● インターネットによるご行使

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時行使分まで

パソコン又はスマートフォンから、議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネット(「スマート行使」を含む。)による議決権行使を有効といたします。
- インターネット(「スマート行使」を含む。)等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ご不明点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00~17:00)



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

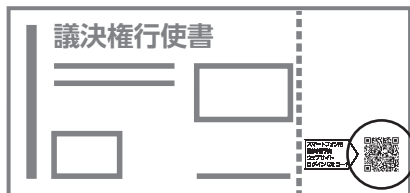
<https://s.srdb.jp/5981/>



●「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

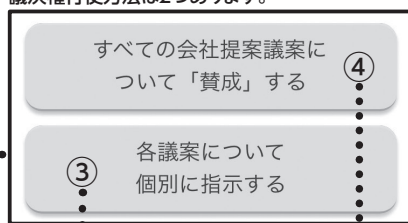


※QRコード※は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

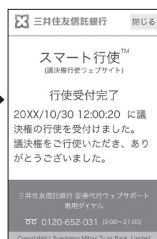


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で
問題なければ
「この内容で
行使する」
ボタンを押し
て行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

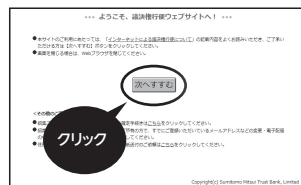
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

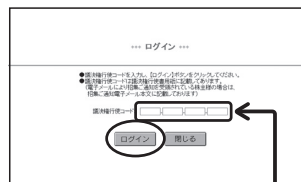
●インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

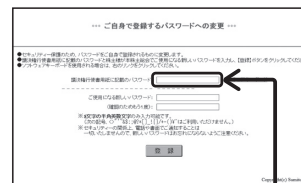


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 本店の所在地に係る変更

経営効率の向上と経費節減を図るため、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都江東区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2022年8月1日に効力を発生することとし、その旨の附則を設けるものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(1) 本店の所在地に係る変更

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都中央区におく。 (新設)	(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都江東区におく。 附則 第3条(本店の所在地)の変更は、2022年8月1日をもって効力を生ずるものとする。なお本附則は期日経過後これを削除する。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 1. <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役10名選任の件

現任の取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会から、各候補者が当社における取締役候補者指名の基本方針に合致している旨、答申を受けております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	区分			現在の当社における地位及び担当
1	はら だ ひで ゆき 原 田 英 幸	再任			代表取締役社長執行役員
2	てら ぞの まさ あき 寺 園 雅 明	再任			取締役常務執行役員 事業本部長 兼 調達物流部長
3	もり ただ ひろ 森 忠 大	再任			取締役執行役員 事業本部副本部長
4	き たん こう じ 喜 旦 康 司	再任			取締役執行役員 総務部長 人事部、環境安全防災室管掌
5	ひ ぐち やすし 樋 口 靖	再任	社外	独立	取締役
6	うえ やま たけ お 上 山 丈 夫	再任	社外	独立	取締役
7	くず おか とし あき 葛 岡 利 明	再任	社外	独立	取締役
8	な とり かつ や 名 取 勝 也	再任	社外	独立	取締役
9	か の ま り 狩 野 麻 里	再任	社外	独立	取締役
10	やま もと ち づ こ 山 本 千 鶴 子	再任	社外	独立	取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>はらだ ひでゆき 原田 英幸 (1963年12月29日生)</p> <p>再任</p>	<p>1987年4月 当社入社</p> <p>2009年4月 当社鋼索鋼線事業部土浦工場製造部長 兼 製綱課長</p> <p>2010年4月 Tokyo Rope Vietnam Co.,Ltd.社長</p> <p>2015年4月 当社執行役員鋼索鋼線事業部副事業部長 兼 生産本部長 兼 土浦工場長</p> <p>2016年4月 当社執行役員鋼索鋼線事業部長</p> <p>2020年4月 長崎機器株式会社代表取締役社長</p> <p>2021年5月 当社顧問</p> <p>2021年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)</p>	11,200株
	<p>《選任の理由》</p> <p>2020年3月まで鋼索鋼線事業部の執行役員として鋼索鋼線事業の中核を担い、中国・ベトナムに駐在した経験も有しており、2021年6月の代表取締役就任以降は、新たに策定した中期経営計画のもと、業績の回復とガバナンスの強化に迅速・果敢な意思決定をもって取り組んでおります。その強いリーダーシップにより当社グループの持続的成長に向けた基盤づくりを先導することを期待して引き続き取締役候補者とし、選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p>てらどの まさあき 寺園 雅明 (1967年10月1日生)</p> <p>再任</p>	<p>1992年4月 当社入社</p> <p>2011年6月 当社鋼線事業部鋼線営業部長</p> <p>2015年4月 当社スチールコード事業部販売部長 兼 購買物流部部长</p> <p>2016年4月 当社鋼索鋼線事業部東日本営業部長、管理部部長 兼 購買物流グループリーダー 兼 スチールコード事業部販売部部长</p> <p>2018年6月 当社鋼索鋼線事業部鋼索鋼線営業部長 兼 管理部 (現事業推進部) 購買物流グループリーダー、スチールコード事業部販売部部长</p> <p>2020年4月 株式会社新洋外向 同社取締役副社長</p> <p>2021年5月 当社顧問</p> <p>2021年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長 兼 調達物流部長 (現任)</p>	1,000株
	<p>《選任の理由》</p> <p>2020年3月まで鋼索鋼線事業部鋼索鋼線営業部長兼事業推進部購買物流グループリーダー、スチールコード事業部販売部部长を務めるなど、当社主要事業の営業及び調達部門の中核を担った経歴を有し、2021年6月の取締役就任以降は、事業本部長として製品価格の改定や工場の生産性向上に取り組む、着実に成果を上げております。その判断力と実行力が、当社主要事業の収益の安定化とグループの持続的成長に向けた基盤づくりに必要であることから、引き続き取締役候補者とし、選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	もり ただひろ 森 忠大 (1971年7月8日生) [再任]	1994年4月 当社入社 2005年4月 当社管理本部経理部資金グループマネージャー 2009年8月 当社コーポレート統括本部経営企画室経営企画グループマネージャー 兼 経理部資金グループマネージャー 2013年4月 東京製綱(常州)有限公司 副総経理 2015年12月 当社鋼索鋼線事業部管理部部长 2017年4月 当社鋼索鋼線事業部管理部部长 2020年1月 当社経営企画部部长 2021年6月 当社取締役執行役員事業本部副本部長(現任) 2022年5月 東京製綱インターナショナル株式会社代表取締役社長(現任)	1,100株
	[重要な兼職の状況]	東京製綱インターナショナル株式会社代表取締役社長	
	《選任の理由》	当社に入社以来、在外子会社の経営、鋼索鋼線事業部管理部部长、経営企画部部长等の職務を経験し、2021年6月の取締役就任以降は、事業本部副本部長として、スチールコード事業の収益改善をはじめ、当社主要事業の価値向上に横断的に取り組んでおります。本年5月には東京製綱インターナショナル株式会社社長に就任し、同社事業の確立に取り組み、その統率力と実行力が当社グループの持続的な成長のための基盤づくりに必要であることから、引き続き取締役候補者とし、選任をお願いするものであります。	
4	きたん こうじ 喜旦 康司 (1971年12月3日生) [再任]	1995年4月 当社入社 東京製綱スチールコード株式会社出向 同社総務部兼ISO事務局 2002年4月 当社管理本部総務部兼人事部 2005年4月 当社管理本部総務部総務グループマネージャー 2012年7月 当社TCT推進本部TCT企画室部長 2015年7月 当社総務部部长 2019年7月 当社総務部部长 2021年6月 当社取締役執行役員総務部部长 人事部、環境安全防災室管掌(現任)	1,400株
	《選任の理由》	当社に入社以来、主に総務部門、法務部門での職務を経験し、近年は総務部部长として、法務、株式事務、社内規程整備等の内部統制、所有不動産の管理等幅広い業務を統括しており、2021年6月の取締役就任以降は、プライム市場上場企業に求められる水準のガバナンス体制の構築に向け、諸規程・諸制度の整備に取り組んでおります。その幅広い見識と的確な判断力が、当社グループの持続的な成長のための基盤づくりに必要であることから、引き続き取締役候補者とし、選任をお願いするものであります。	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	ひぐち やすし 樋口 靖 (1952年2月14日生) 再任 社外 独立	1976年4月 株式会社熊谷組入社 2003年4月 ケーアンドイー株式会社代表取締役社長 2008年4月 株式会社熊谷組執行役員東北支店長 2011年4月 同社常務執行役員 2012年4月 同社専務執行役員 2013年4月 同社執行役員副社長 建築事業本部長、建築事業本部設計本部長 2013年6月 同社取締役社長、執行役員社長 2018年4月 同社取締役会長 2020年6月 同社相談役 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2021年7月 株式会社熊谷組非常勤顧問(現任)	400株
《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》 株式会社熊谷組取締役社長として、同社の収益改善を実現した実績と知見を基に、2021年6月の当社社外取締役就任以降、取締役会での審議において、実効的な経営計画の進捗管理について発言するなど、独立した立場から助言・提言を行っており、当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役候補者とし、選任をお願いするものであります。			
6	うえやま たけお 上山 丈夫 (1953年10月28日生) 再任 社外 独立	1976年4月 丸紅株式会社入社 1994年4月 丸紅米国会社ピッツバーグ出張所長 2003年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社鋼材第一本部自動車鋼材部長 2005年4月 同社鋼材第二本部鋼材貿易第二部長 2009年4月 同社執行役員鋼材第三本部長 2012年4月 株式会社三陽商会代表取締役社長 2018年4月 同社取締役 2018年6月 同社顧問 2021年6月 当社社外取締役(現任)	400株
《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》 総合商社の鋼材部門における実務経験に加え、株式会社三陽商会代表取締役としての企業経営の経験を有し、その高度な見識と業界に対する深い造詣を基に、2021年6月の当社社外取締役就任以降、取締役会での審議において、客観的な分析に基づいた指摘や助言を行うなど、当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役候補者とし、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>くずおか としあき 葛岡 利明 (1954年11月3日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1978年4月 株式会社日立製作所入社 2001年4月 同社法務本部長 2007年4月 同社執行役常務 2011年4月 同社執行役専務 2013年10月 同社代表執行役、執行役専務 2019年4月 同社アドバイザー 兼 株式会社日立総合計画研究所取締役会長 2021年6月 当社社外取締役(現任)</p>	800株
<p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》</p> <p>株式会社日立製作所の法務担当執行役としてグループ会社全体のコンプライアンス体制強化の責任者を務めた経験及び知見を基に、2021年6月の当社社外取締役就任以降、取締役会及びガバナンス改善委員会での審議において、当社のグループ会社管理に関する問題点の指摘や改善策の助言を行うなど、当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役候補者とし、選任をお願いするものであります。</p>			
8	<p>なとり かつや 名取 勝也 (1959年5月19日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1986年4月 弁護士登録 1990年5月 ワシントン大学ロースクール(LL.M)修了 1993年6月 ジョージタウン大学ビジネススクール(MBA)修了 2002年3月 株式会社ファーストリテイリング執行役員法務部長、店舗開発部長、社会環境室長 2004年1月 日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員法務・知的財産・コンプライアンス担当 2012年2月 名取法律事務所(現ITN法律事務所)創設 2015年12月 株式会社モリテックス社外取締役(現任) 2016年4月 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員(現任) 2016年6月 株式会社キビラ監査役(現任) 2020年6月 株式会社リクルートホールディングス監査役(現任) 株式会社パソナテキーラ(現サークレイス株式会社)監査役(現任) 2020年9月 株式会社タウンズ社外取締役(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任)</p>	400株
<p>[重要な兼職の状況]</p> <p>ITN法律事務所弁護士、グローバル・ワン不動産投資法人監督役員、株式会社キビラ監査役、株式会社リクルートホールディングス社外監査役、サークレイス株式会社監査役、株式会社タウンズ社外取締役</p>			
<p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》</p> <p>弁護士として培ってきた法律知識と、企業における法務部門担当役員としての実績及び知見を基に、2021年6月の当社社外取締役就任以降、取締役会及びガバナンス改善委員会での審議において、企業コンプライアンスや海外事業のリスク管理に関して有益な指摘と助言を行うなど、当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役候補者とし、選任をお願いするものであります。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	かのまり 狩野 麻里 (1960年5月27日生) 【女性候補者】 再任 社外 独立	1984年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1989年5月 米国UCLAロースクール(LL.M) 修了 2012年9月 株式会社三菱UFJ銀行ミラノ支店長(2014年9月退職) 2014年10月 三菱UFJニコス株式会社営業企画部部長 2017年2月 United Way Romania, Member of the Board of Directors 2019年4月 学校法人昭和女子大学国際交流センター長 2019年10月 同大学総合教育センター(現全学共通教育センター) 特命教授(現任) 2020年6月 株式会社オカムラ社外取締役(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社社外取締役(現任)	200株
	[重要な兼職の状況]	株式会社オカムラ社外取締役 東京海上アセットマネジメント株式会社社外取締役	
	《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》 金融機関の海外支店長職を含む豊富な海外実務経験や、大学でのグローバル人材育成業務の知見を基に、2021年6月の当社社外取締役就任以降、取締役会での審議において、当社の財務・資本政策や海外事業リスクの管理体制に関する問題提起や助言を行っているほか、指名・報酬委員として役員評価制度に関する意見表明を行うなど、当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役候補者とし、選任をお願いするものであります。		
10	やまもと ちづこ 山本 千鶴子 (1965年11月18日生) 【女性候補者】 再任 社外 独立	1992年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1996年4月 公認会計士登録 2010年7月 同監査法人パートナー 2019年7月 日本公認会計士協会東京会 常任役員(現任) 2019年9月 日本公認会計士協会 法規・制度委員会委員(現任) 2020年6月 山本千鶴子公認会計士事務所 所長(現任) 2020年8月 小津産業株式会社社外監査役(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任)	100株
	[重要な兼職の状況]	山本千鶴子公認会計士事務所 所長 小津産業株式会社社外監査役 日本公認会計士協会東京会 常任役員、日本公認会計士協会 法規・制度委員会委員	
	《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等》 公認会計士として培った豊富な経験と高い知見を基に、2021年6月の当社社外取締役就任以降、取締役会及びガバナンス改善委員会での審議において、事業戦略及び財務・会計の観点からの確かな指摘と有益な助言を行っており、当社のガバナンス改善に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役候補者とし、選任をお願いするものであります。		

- (注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 取締役候補者樋口靖氏、上山丈夫氏、葛岡利明氏、名取勝也氏、狩野麻里氏及び山本千鶴子氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者各氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。社外取締役候補者の各氏は東京証券取引所に独立役員として届出ております。
- (注3) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
1. 社外取締役候補者の独立性について
社外取締役候補者の各氏に、会社法施行規則第74条第4項第7号のイからへに該当する事実はございません。
 2. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について
該当する事実はございません。
 3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当社は、社外取締役候補者各氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- (注4) 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各取締役が再任された場合、当社は各取締役との間の当該補償契約を継続する予定であります。
- (注5) 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年9月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏は、選任後被保険者となります。
1. 被保険者の保険料負担割合
保険料は全額を会社負担としております。
 2. 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

【ご参考1】取締役会のスキルマトリックスについて

当社の取締役会は、法令及び定款に定められた事項や当社及び子会社等にかかる重要事項等に関する意思決定と、代表取締役による業務執行に対する監督（モニタリング）を主な機能としており、かかる機能が十分に発揮されるよう、構成することとしております。構成にあたっては、取締役会の機能と経営戦略・経営計画を踏まえたスキルマトリックスを策定し、各分野に精通した人材を、多様性や規模などの取締役会全体のバランスも考慮したうえで、配置しております。スキルマトリックス各項目の選定理由と、第2号議案が承認された場合の取締役会の構成及び各取締役に対して特に経験・専門性を活かすことを期待する分野は以下のとおりです。

①スキルマトリックス各項目の選定理由

スキル項目	選定理由
企業経営	厳しい事業環境の中でも持続的成長を遂げるべく、新たな経営体制の下、中期経営計画『TRX135』を策定した。同計画では「経営資源投入の選択と集中による全事業の黒字化」と「次期成長を見据えた基盤づくり」を基本方針に掲げており、企業におけるマネジメント経験、とりわけ経営改革を行った実績や、異業種におけるマネジメント経験を持つ取締役が必要である。
マーケティング技術	国内外での競争が激化する中で、中期経営計画『TRX135』に掲げる「収益力の再構築」を実現するために、鋼索鋼線やスチールコードはもとより、鉄鋼・建設・機械等当社グループの事業に関係する業界や製品・技術に精通し、また、グローバルビジネスにも知見を持った取締役が必要である。
財務/会計 M&A	中期経営計画『TRX135』に掲げる、「財務基盤強化」を実現する財務戦略の策定には、財務・会計分野における確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
リスク管理 ガバナンス	中期経営計画『TRX135』において「風土改革に繋げる内部統制の再構築と積極活用」を掲げ、持続的な企業価値向上の基盤として、プライム市場上場企業が備えるべき水準へガバナンス体制を刷新したが、その高度化を継続的に図る必要があり、コーポレートガバナンスやリスク管理・コンプライアンス分野で確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
人材開発	中期経営計画『TRX135』を達成し、その後も持続的に企業価値を向上させるためには、それぞれの従業員が能力を最大限に発揮できる人材戦略の策定が必要である。また、ダイバーシティの推進等によって、事業領域のグローバル化に対応するためにも、人材開発分野での確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。

②各取締役に対して期待する分野

氏名	役職	スキル・経験				
		企業経営	マーケティング 技術	財務/会計 M&A	リスク管理 ガバナンス	人材開発
原田 英幸	代表取締役社長執行役員	○	○		○	
寺園 雅明	取締役常務執行役員		○			
森 忠大	取締役執行役員		○	○		
喜旦 康司	取締役執行役員				○	○
樋口 靖	社外取締役	○	○			○
上山 丈夫	社外取締役	○	○			○
葛岡 利明	社外取締役	○			○	
名取 勝也	社外取締役			○	○	
狩野 麻里	社外取締役			○		○
山本千鶴子	社外取締役			○	○	

【ご参考2】取締役候補者指名の方針・手続

I. 取締役候補者指名方針

当社では、取締役会は当社グループ企業を含む業務執行の管理・監督機能を果たすべく、取締役会全体として当社グループ事業全般の専門的知見や、財務会計を含む専門的知見を保持できるよう全体のバランスに配慮し取締役候補者を指名することを基本方針としております。

この基本方針に加え、社外取締役候補者の指名にあたり、当社は下記Ⅲ.に記載のとおり「東京製綱社外役員独立性基準」を定め、独立性の高い社外取締役を指名することとしております。なお、本議案における社外取締役候補者6名は、この基準を満たしております。

II. 取締役候補者指名手続

当社は、I.の指名方針に従い、候補者を選出した後、取締役会での指名に先立ち、現任の社外取締役3名、社内取締役2名で構成される指名・報酬委員会の諮問を経て、取締役会の決議により指名しております。

III. 東京製綱社外役員独立性基準（概要）

当社は、社外取締役・社外監査役（以下、「社外役員」という）のうち、以下1.独立性に関する基準に示す条件の全てに合致しない場合、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない独立社外役員として指名する。

1. 独立性に関する基準

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、使用人等（以下、「業務執行者」という）、監査役（社外監査役を除く）である者、又は過去に業務執行者であった者
- (2) 当社の関係会社の業務執行を行わない取締役である者、又はかつて当該取締役であった者

- (3) 当社グループを主要な取引先^(注1)とする者、又はその業務執行者
- (4) 当社グループから多額の寄付金^(注2)を受領している者、又はその業務執行者
- (5) 当社グループの業務執行者を業務執行取締役として受け入れる、又は相互に取締役を派遣する等して当社取締役及び経営陣幹部と密接な関係にある者、又はその業務執行者
- (6) 当社グループの主要取引先^(注3)、又はその業務執行者
- (7) 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上を直接・間接保有する株主をいう）、当該大株主が法人の場合は当該大株主、又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の使用人である者
- (8) 当社が資金調達している主要な金融機関等^(注4)、又はその業務執行者
- (9) 当社グループの会計監査人、法人の場合は当該監査法人の経営関与社員等、又は当社グループの会計監査に従事する公認会計士
- (10) 当社グループから多額の報酬^(注5)を受けている弁護士、会計士、税理士その他のコンサルタント
- (11) 当社グループから多額の報酬を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人の経営に関与する者
- (12) 過去3か年において上記(2)～(11)のいずれかに該当する者
- (13) 上記(1)～(12)に該当する者の配偶者若しくは二親等以内の親族

2. 適用除外

前条各項のいずれかに該当する者であっても、当該相手方の人格・資質・見識等を鑑みて当社の独立社外役員として適任であると当社が判断する場合、当該相手方が独立社外役員としての要件を満たしていると判断する理由を公表することにより、当該相手方を独立社外役員として指名することがある。

(注1) 主要な取引先…当社グループの当該取引先への年間支払額が当該取引先の連結売上高の2%以上に達する取引先をいう。

(注2) 多額の寄付金…当社グループの当該相手方への年間支払額が1,000万円以上、又は当該支払額が当該相手方の事業収入の2%以上のいずれか大きい額以上に該当する相手方をいう。

(注3) 主要取引先…当社グループの当該取引先からの年間受領額が当社グループの連結売上高の2%以上に達する取引先をいう。

(注4) 主要な金融機関等…当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関等をいう。

(注5) 多額の報酬…多額の寄付金に準じ、年間1,000万円以上若しくは当該相手方が当社グループから得る報酬額が当該相手方の事業収入の2%以上に相当する相手方をいう。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おざわ よういち 小澤 陽一 (1958年1月28日生)	1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所 1993年8月 公認会計士登録 2001年5月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員就任 2007年5月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員就任 2020年7月 小澤陽一公認会計士事務所開設、同所長（現任）	0株
	[重要な兼職の状況]	小澤陽一公認会計士事務所所長	
	《選任の理由》 公認会計士として長年にわたり企業の監査業務に従事し、会計・財務に関する専門的知識及び豊富な経験を有しており、独立した立場からの適切な監査ができるものと期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		
2	いの せいいちろう 井野 誠一郎 (1957年12月24日生)	1981年4月 株式会社第一勧業銀行入行 2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行ストラクチャードファイナンス営業部長 2009年4月 みずほ証券株式会社執行役員アジア委員会副委員長 2009年10月 同社執行役員アジア・中東委員会副委員長 2010年7月 清和綜合建物株式会社常務執行役員 2014年10月 株式会社清和クリエイト取締役社長 2017年6月 清和綜合建物株式会社専務執行役員 2021年6月 清和綜合建物株式会社上席執行役員（現任）	0株
	[重要な兼職の状況]	清和綜合建物株式会社上席執行役員	
	《選任の理由》 金融機関での業務経験から財務及び会計に関する高度な知見を有し、会社経営者としての経験も豊富であることから、監査役に選任された場合に当社の監査体制の強化に資することができるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

(注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 補欠監査役が監査役に就任する場合の優先順位は以下のとおりとします。

- ・ 監査役吉川智三氏の退任により補欠監査役が監査役に就任する場合の優先順位は、井野誠一郎氏を第一順位とし、小澤陽一氏を第二順位とします。
- ・ その他の場合に補欠監査役が監査役に就任する場合の優先順位は、小澤陽一氏を第一順位とし、井野誠一郎氏を第二順位とします。

(注3) 小澤陽一氏と井野誠一郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。両氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独

立性基準及び当社が定める上記の独立性基準を満たしていることから、両氏が社外監査役として就任された場合、当社は同取引所の定める独立役員として届出る予定であります。

- (注4) 候補者の選任については、その就任前に、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によって取り消すことができるものとします。
- (注5) 社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外監査役候補者の両氏は、当社社外監査役就任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。
- (注6) 補償契約について
社外監査役候補者の両氏は、当社社外監査役就任後、当社との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する旨の同項に規定する補償契約を締結する予定です。
- (注7) 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年9月更新の予定であります。本議案でお諮りする補欠監査役候補者は、監査役就任後被保険者となります。
1. 被保険者の保険料負担割合
保険料は全額を会社負担としております。
 2. 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、①2007年6月28日開催の第208回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、当社は、2016年6月28日開催の第217回定時株主総会において、上記①とは別枠の取締役（ただし、社外取締役を除く。）の報酬等として、②信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「現行制度」という。）の導入につきご承認をいただき、現在まで運用してきました。

役員報酬制度の見直しの一環として、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行制度に代え、上記①の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします（かかる報酬制度を以下「新制度」という。）。

なお、本議案が原案のとおり承認可決された場合には、現行制度を廃止するものとします（注）。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告4. 会社役員に関する事項（3）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等②に記載のとおりですが、当社は、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更すること

を2022年5月23日開催の取締役会において決議しております。本議案は、かかる変更後の方針に沿った内容の報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容になっており、本議案の内容は相応なものであると判断しております。

上記のとおり、新制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のため報酬を支給するものです。

新制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、新制度に基づき付与する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年25,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合には、かかる分割比率又は併合比率等に応じて調整されるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任（ただし、当社の執行役員を兼任している場合又は取締役を退くと同時に当社の執行役員に就任する場合には、当社の取締役及び執行役員のいずれでもなくなったことをもって「退任」とする。以下同じ。）する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記(3)②により本割当株式の全部又は一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3)本割当株式の無償取得

①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

②また、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に退任した場合にはその残存期間に応じた数の本割当株式を当社が無償取得するほか、非違行為があった場合等、本割当契約

で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。

(4)組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、新制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

注：現行制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて各取締役に對して交付される、というものですが、本議案が原案のとおり承認可決された場合には、以降、新たなポイントの付与は行わず廃止するものとします。

以上

<提供書面>

第223期 事業報告(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)**1. 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過及び成果**

当連結会計年度の世界経済は、主要先進国でのワクチン接種が進んだことによる経済活動の再開や財政支援等によって、新型コロナウイルス感染症による経済的影響が縮小した結果、主要国経済では景気持ち直しの傾向が持続しましたが、年度終盤からは原材料価格の上昇やウクライナ情勢の悪化によって世界的な景気悪化リスクが高まっております。

我が国経済においても、公共投資が高い水準で推移し、企業収益は感染症の影響が残りつつも、総じて持ち直しの動きが継続しましたが、足元では原油価格の高騰や地政学リスクによる景気の下押し圧力が高まっており、予断を許さない状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、中期経営計画『TRX135』を9月に公表し、収益力の回復を目指して各事業において様々な施策を実行してまいりました。その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けた前年同期から回復し、63,780百万円（前年同期比7.8%増）となりました。

利益面では、線材など諸資材価格の高騰に合わせて製品価格の改定を進めたことによって売上が増加したことや、海外CFCC事業のプロジェクトが進捗したこと等から、営業利益は1,621百万円（前年同期比131.5%増）、経常利益は2,021百万円（前年同期比865.3%増）と大幅な改善となりました。これに、国内外子会社の減損損失等1,456百万円を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,306百万円（前年同期比220.3%増）となりました。

2022年3月期の期末配当につきましては、1株あたり20円として3年ぶりに復配を実現いたしました。引き続き安定配当を目指して収益確保に努めてまいります。

以下、部門別の状況につき、ご説明いたします。

<鋼索鋼線関連>

海外向けエレベーターロープが好調に推移して販売数量が増加した一方で、国内向け鋼索製品における収益認識会計基準変更の影響が大きく、当事業の売上高は25,202百万円（前年同期比1.9%減）となりました。また、諸資材価格の高騰と製品価格改定の時期ズレの影響等により、当事業の営業利益は1,167百万円（前年同期比7.4%減）となりました。

<スチールコード関連>

新型コロナウイルス感染症の影響により減少したタイヤコードの需要が回復したことや、材料

価格の上昇を製品価格に転嫁したこと等により、当事業の売上高は8,605百万円（前年同期比15.4%増）となりました。一方で、鋼索鋼線関連セグメント同様、諸資材価格高騰と製品価格改定の時期ズレやエネルギー費の高騰などの影響があり、営業損失は827百万円（前年同期は1,111百万円の損失）となりました。

<開発製品関連>

国内の防災・道路安全製品が好調に推移し、また、米国における炭素繊維複合材ケーブル（CFCC）の大型案件の売上が寄与し、当事業の売上高は18,943百万円（前年同期比7.6%増）となり、また、利益面においても、売上の増加とこれまでの販管費削減が奏功して黒字化を達成し、営業利益は215百万円（前年同期は134百万円の損失）となりました。

<産業機械関連>

自動車産業向けが回復したこと等により粉末冶金製品の販売が増加し、また、省人化需要によって産業機械製品も順調に販売を伸ばした結果、当事業の売上高は、4,252百万円（前年同期比33.0%増）となりました。利益面では、受注増に伴う操業改善によって収益が大幅に改善し、当事業の営業利益は460百万円（前年同期比455.4%増）となりました。

<エネルギー不動産関連>

原油価格の上昇によって石油・ガスの販売単価が上昇し、エネルギー事業の売上高が大きく増加し、当事業の売上高は6,776百万円（前年同期比30.0%増）となりましたが、利益面では、運送コストの増加によって微増にとどまり、営業利益は605百万円（前年同期比0.5%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,314百万円であり、その主なものは、国内主要工場における生産設備の維持更新投資や、子会社における能力増強投資等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、借入金及び自己資金をもって充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度は、国内では新型コロナウイルス感染症の第4波・第5波に見舞われながらも、社会経済活動との両立を進める動きが進行し、当社グループにおいても感染症の影響による落ち込みから総じて回復基調で推移いたしました。結果として、中期経営計画『TRX135』の初年度として定めた目標値を売上・利益ともに達成することができましたが、足元においては、原材料及びエネルギー価格の上昇、新型コロナウイルス変異株の出現、地政学リスク等、社会経済の

様々な側面に注視が必要な状況となっており、事業を取り巻く環境は決して楽観できるものではないとの認識をしております。

現在は『TRX135』で掲げた5つの基本方針（1.収益力の再構築 2.経営資源投入の選択と集中による全事業の黒字化 3.次期成長を見据えた基盤づくり 4.風土改革に繋げる内部統制の再構築と積極活用 5.財務基盤強化）の実現に向けて、各社・各事業で、具体的な取り組みを進めておりますが、そのいずれもが、持続的成長への基盤と、当社が長らく社是としてきた「共存共栄」やSDGsに繋がるものと考えております。

また、プライム市場上場企業として、高いガバナンス水準を維持できる体制を早期に整備し、株主の皆様・お客様・サプライヤー・従業員等様々なステークホルダーの信頼を得られるよう取り組んでまいります。

引き続き当社グループは、社会の安心・安全に寄与する企業でありつづけることを目指し、事業活動に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

【ご参考】中期経営計画『TRX135』の概要

当社は、ウィズコロナの時代でも安定的な事業運営を可能とし、様々なステークホルダーの皆様にとって誇れる企業へ再生することを目指し、2022年3月期を初年度とする中期経営計画『TRX135』を策定し、推進しております。

同計画の3カ年は、その後の発展的成長に向けた基礎固めと準備の期間として位置付け、5つの基本方針の下、最終年度となる2024年3月期には、以下の数値目標に到達すべく様々な施策に取り組んでおります。

（1）基本方針

- 1) 収益力の再構築
- 2) 経営資源投入の選択と集中による全事業の黒字化
- 3) 次期成長を見据えた基盤づくり
- 4) 風土改革に繋げる内部統制の再構築と積極活用
- 5) 財務基盤強化

（2）数値目標（連結業績、財務指標）

2024年3月期到達目標			
売上高	65,000百万円	D/E レシオ	1.0未満
営業利益	3,000~4,000百万円	EPS	130円/株以上
EBITDA	5,300~6,300百万円	総還元性向	30%以上
ROE	8.0%以上		

足元の最優先課題は、近年の事業環境悪化、先行投資等により低迷した業績を早期に安定的収益水準まで回復させることにありますが、同時に、中長期的な将来に向けて、当社が135年をかけて蓄積してきた製品や技術をさらに向上させ、ロープに関わる材料技術、プロセス技術、エンジニアリング技術、計測・診断技術を有機的に結び付けた「トータル・ケーブル・テクノロジー」によるソリューション提供を目指してまいります。

当社は、これらの活動を通じて安全・安心な社会資本の整備に貢献し、国際社会の共通目標であるSDGsにも貢献できるものと考えております。併せて、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化にも取り組むことで、株式市場をはじめ社会から信頼される企業となってまいります。

当社初代会長・渋沢栄一は、当社に「共存共栄」の4文字を揮毫し、以来「共存共栄」が当社の社是となっております。従業員、お客様、地域の皆様、株主の皆様など全てのステークホルダーと共に歩み、共に栄えることを目指しながら、当面3ヵ年の目標である中期経営計画『TRX135』を実現していく所存であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 220 期 2018年度	第 221 期 2019年度	第 222 期 2020年度	第223期(当期) 2021年度
売 上 高 (百万円)	63,967	63,090	59,183	63,780
営 業 利 益 (百万円)	854	319	700	1,621
経 常 利 益 (百万円)	908	446	209	2,021
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失 (△) (百万円)	153	△2,434	408	1,306
1株当たり当期純利益又は損失 (△) (円)	9.52	△151.11	25.33	81.08
総 資 産 (百万円)	84,595	85,019	84,135	83,725
純 資 産 (百万円)	24,246	21,819	24,796	26,145

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 220 期 2018年度	第 221 期 2019年度	第 222 期 2020年度	第223期(当期) 2021年度
売 上 高 (百万円)	38,708	38,315	37,122	37,877
営 業 利 益 (百万円)	1,429	1,199	720	856
経 常 利 益 (百万円)	2,911	2,281	1,330	1,778
当期純利益又は損失 (△) (百万円)	1,965	△1,946	△3,268	1,068
1株当たり当期純利益又は損失 (△) (円)	121.93	△120.80	△202.88	66.30
総 資 産 (百万円)	76,090	73,864	69,584	69,636
純 資 産 (百万円)	21,985	17,701	15,677	16,531

(6) 主要な事業内容

部 門	事 業 内 容
鋼 索 鋼 線 関 連	ワイヤロープ、各種ワイヤ製品、繊維ロープ・網等の製造・販売
スチールコード関連	タイヤ用スチールコード、コアワイヤ等各種ワイヤの製造・販売
開 発 製 品 関 連	道路安全施設、長大橋用ケーブル、金属繊維、 炭素繊維複合材ケーブル (CFCC)、橋梁等の製造・販売、設計・施工
産 業 機 械 関 連	粉末冶金製品、工業用自動計量機・自動包装機等の製造・販売
エネルギー不動産関連	石油製品の販売、不動産賃貸、太陽光発電による売電事業

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

(2022年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東京製綱繊維ロープ株式会社	百万円 200	100.0%	繊維索・網の製造及び販売
株式会社 新 洋	45	100.0	鋼索・鋼線・フィルタの加工及び販売
東綱ワイヤロープ販売株式会社	50	100.0	鋼索・鋼線及び附属金具類の販売・加工、産業用機械等の販売
八弘綱油株式会社	12	100.0	綱油、防錆油の加工、石油製品の製造並販売
東綱スチールコード株式会社	2,726	53.0	スチールコード・コアワイヤ等各種ワイヤの製造及び販売
東京製綱インターナショナル株式会社	100	100.0	炭素繊維複合材ケーブルの製造及び販売、防災関連施設の設計・製造・施工及び請負
東綱橋梁株式会社	400	100.0	橋梁の設計・施工
トーコーテクノ株式会社	40	100.0	土木建築工事
九州トーコー株式会社	11	100.0	土木建築工事
日綱道路整備株式会社	20	100.0	土木建築工事、除雪・融雪工事
日本特殊合金株式会社	98	100.0	粉末冶金製品の製造及び販売
東綱商事株式会社	100	100.0	石油製品・高圧ガスの販売
長崎機器株式会社	100	100.0	工業用自動計量機・自動包装機等の設計、製作及び販売
Tokyo Rope Vietnam Co.,Ltd.	千US\$ 26,000	100.0	鋼索の製造及び販売
東京製綱（香港）有限公司	千HK\$ 2,000	100.0	鋼索・鋼線の販売
Tokyo Rope Engineering LLC	千RUB 24,100	(100.0)	エンジニアリング製品の販売・設計・施工
Tokyo Rope Almaty LLP	千KZT 2,214,500	(100.0)	エンジニアリング製品の販売・設計・施工
Tokyo Rope USA, Inc.	千US\$ 37,111	(100.0)	炭素繊維複合材ケーブルの製造・販売

(注) 当社の議決権比率における（ ）は間接所有によるものであります。

(8) 主要な営業所及び工場

(2022年3月31日現在)

①当社

本 社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号
支 店	関西（大阪市）、大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（北九州市）、札幌（札幌市）、仙台（仙台市）、盛岡（盛岡市）
営業所	釧路（釧路市）、長野（長野市）、新潟（新潟市）、広島（広島市）、鹿児島（鹿児島市）
駐在員事務所	タイ王国（バンコク）
工 場	土浦工場（かすみがうら市）、堺工場（堺市）

②子会社

東京製綱繊維ロープ株式会社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町中村1番地の1
株 式 会 社 新 洋	本 社	東京都中央区日本橋大伝馬町6番7号
東綱ワイヤロープ販売株式会社	本 社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号
八弘綱油株式会社	本 社	神奈川県川崎市川崎区田町三丁目5番6号
東綱スチールコード株式会社	本 社	岩手県北上市北工業団地7番1号
東京製綱インターナショナル株式会社	本 社 工 場	東京都中央区日本橋三丁目6番2号 岩手県北上市北工業団地2番16号
東綱橋梁株式会社	本 社	栃木県下野市下古山143
トーコーテクノ株式会社	本 社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号
九州トーコー株式会社	本 社	福岡県北九州市小倉北区西港町61番2
日綱道路整備株式会社	本 社	北海道札幌市東区東苗穂10条2丁目21番2号
日本特殊合金株式会社	本 社	愛知県蒲郡市豊岡町白山11番地3
東綱商事株式会社	本 社	東京都千代田区外神田四丁目5番5号
長崎機器株式会社	本 社	長崎県西彼杵郡時津町元村郷820
Tokyo Rope Vietnam Co.,Ltd.	本 社	30 VSIP II Street 3, VSIP II, Binh Duong Industry-Service-Urban Complex, Hoa Phu Ward, Thu dau Mot, Binh Duong, Vietnam
東京製綱（香港）有限公司	本 社	Suite 610,6/F, Tower1,The Gateway,Harbour City, 25 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, HongKong, China
Tokyo Rope Engineering LLC	本 社	Leninskaya sloboda str.,26,build.28,Moscow,Russia
Tokyo Rope Almaty LLP	本 社	138/2, Street No.7, Microregion Algabas, Alatau Region, Industrial Zone Of Almaty, Almaty, A03D9T5, Kazakhstan
Tokyo Rope USA,Inc.	本 社	8301 Ronda Drive,Canton,MI 48187,U.S.A.

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(9) 従業員の状況

(2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増・減(△)
1,561名	△28名

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
男子	463名	△1名	40.7才	14.8年
女子	68名	10名	44.9才	16.2年
合計又は平均	531名	9名	41.2才	15.0年

(注) 従業員数は、他社への出向者を除いて記載しております。

(10) 主要な借入先

(2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	5,291 <small>百万円</small>
三井住友信託銀行株式会社	4,947
株式会社三菱UFJ銀行	3,337
株式会社常陽銀行	2,995
株式会社三井住友銀行	2,487
株式会社りそな銀行	2,000

(注1) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高は以下のとおりであります。

融資限度額	6,000百万円
借入実行額	一百万円
借入未実行残高	6,000百万円

(注2) 株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社常陽銀行及び株式会社三井住友銀行の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする金融機関9社によるシンジケートローンの残高8,750百万円の一部が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,268,242株
- (3) 株主数 9,047名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	3,236 ^{千株}	19.91 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,687	10.38
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,171	7.20
KSD-NH	813	5.00
東京ロープ共栄会	458	2.81
株式会社ハイレックスコーポレーション	400	2.46
横浜ゴム株式会社	267	1.64
東京製綱グループ従業員持株会	227	1.40
住友生命保険相互会社	180	1.11
日本生命保険相互会社	172	1.06

(注) 持株比率は、自己株式（15,385株）を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員向け株式交付信託」として信託されている自社株式は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当する事項はございません。

【ご参考】 当社の保有する株式に関する事項

①政策保有株式に関する基本的な方針

当社は、製品が生命・財産に対して安心・安全であるという信頼を得ることが最も重要な価値であり、製品開発・安全性の検証・顧客との取引関係といった企業価値の源泉については長期的な観点で構築する必要があるため、顧客をはじめとする取引先等とは安定的かつ良好な取引関係を構築・維持する必要があります。このような関係構築・維持の一方法として相手方の株式保有を行うことがあります。

上記の目的に基づいて保有した株式については、毎年取締役会で銘柄毎の保有の意義、企業価値への影響とWACC等の指標に照らした経済合理性等を踏まえ保有の合理性を検証し、検証の結果、保有の合理性が十分でないと取締役会が判断した場合には、将来的なポートフォリオの組み替え等への備えとして、相手先との協議を経て政策保有の縮減又は解消をすべく、市場への影響を考慮して売却するものとします。

②政策保有株式に関する検証の概要

当社は、2022年2月開催の取締役会にて、政策保有株式として保有する全上場株式22銘柄を対象として、保有状況、リスク・リターン（配当利回り、ROE等）及び取引の重要性を踏まえ、総合的な保有意義の検証を行いました。また、資本効率向上の観点から、政策保有株式について段階的に縮減を進める方針を決定し、2021年3月末時点の連結純資産に対する比率が10%以下となる規模までの縮減を目標として設定して、今後保有先との協議を進めることといたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当業務	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	原 田 英 幸		
取 締 役	寺 園 雅 明	事業本部長 兼 調達物流部長	
取 締 役	森 忠 大	事業本部副本部長	
取 締 役	喜 旦 康 司	総務部長 総務部、人事部、 環境安全防災室管掌	
取 締 役	樋 口 靖		
取 締 役	上 山 丈 夫		
取 締 役	葛 岡 利 明		
取 締 役	名 取 勝 也		グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 株式会社リクルートホールディングス社外監査役 株式会社モリテックス社外取締役 株式会社キビラ監査役 サークレイス株式会社監査役 株式会社タウンズ社外取締役
取 締 役	狩 野 麻 里		学校法人昭和女子大学全学共通教育センター特命教授 株式会社オカムラ社外取締役
取 締 役	山 本 千 鶴子		山本千鶴子公認会計士事務所所長 小津産業株式会社社外監査役 日本公認会計士協会東京会 常任役員 日本公認会計士協会 法規・制度委員会委員
常 勤 監 査 役	福 井 達 二		
監 査 役	小 田 木 毅		弁護士、月島機械株式会社社外取締役
監 査 役	吉 川 智 三		株式会社横河ブリッジホールディングス社外監査役 清和総合建物株式会社特別顧問
監 査 役	林 俊 雄		

(注1) 取締役のうち、樋口靖、上山丈夫、葛岡利明、名取勝也、狩野麻里、山本千鶴子の各氏は社外取締役であります。

(注2) 監査役のうち、小田木毅、吉川智三の両氏は社外監査役であります。

(注3) 監査役吉川智三氏は金融機関での業務経験において、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注4) 取締役樋口靖氏、取締役上山丈夫氏、取締役葛岡利明氏、取締役名取勝也氏、取締役狩野麻里氏、取締役山本千鶴子氏、監査役小田木毅氏及び監査役吉川智三氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(注5) 取締役狩野麻里氏は、2022年3月31日付で学校法人昭和女子大学国際交流センター長を退任いたしました。また、事業年度末日後の4月1日付で東京海上アセットマネジメント株式会社の社外取締役に就任しております。

(注6) 取締役樋口靖氏は、2022年6月30日付で株式会社熊谷組非常勤顧問を退任し、同年7月1日付で同社社友に就任予定です。

(注7) 取締役森忠大氏は、2022年5月1日付で東京製綱インターナショナル株式会社代表取締役社長に就任しております。

(注8) 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2022年3月31日現在)

役名	氏名	職名
常務執行役員	堀内久資	経営企画部長 経営企画部、経理部、IT企画部管掌 東京製綱インターナショナル株式会社代表取締役社長
常務執行役員	佐藤浩	エンジニアリング事業部管掌 東綱橋梁株式会社代表取締役社長
常務執行役員	守谷敏之	技術開発本部長 兼 鋼索鋼線事業部副事業部長
執行役員	田代元司	エンジニアリング事業部長

堀内久資氏は、2022年5月1日付で東京製綱インターナショナル株式会社代表取締役社長を退任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

監査役中村裕明氏は、2021年6月25日開催の第222回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役及び執行役員に対する報酬制度は、企業業績の向上へのインセンティブとして機能させるべきであるとの考えのもと制度設計することを基本方針としております。この基本方針は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会への諮問と同委員会からの答申を経て、取締役会にて決定しております。

この基本方針に基づく現在の役員報酬体系は、金銭報酬と非金銭報酬の双方からなり、金銭報酬は、固定報酬と短期的な企業業績に連動した報酬とで構成し、非金銭報酬は中長期企業価値に対するインセンティブとして機能させるべく株式交付信託型株式報酬を導入しております。このような基本的な考え方にに基づき、具体的報酬制度を設計するとともに、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会に報酬制度の妥当性等を諮問し、指名・報酬委員会の答申を受けて取締役会にて取締役・執行役員の個人別の報酬等を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について上記基本方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し上記基本方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第208回定時株主総会において、年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月28日開催の第217回定時株主総会における決議に基づき以下の内容による取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象とした株式報酬制度を導入しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第208回定時株主総会において、年額65百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

【株式報酬の内容】

i. 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役を除く） ・当社の執行役員
ii. 本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限	・信託期間（3年間）中に228百万円 ・期間を延長する場合は1年につき76百万円
取締役等が取得する当社株式の数の上限及び当社株式の取得方法	・取締役等に付与する1年間あたりのポイント数の上限は4万ポイント（4万株） ・当社株式は、株式市場から取得するため、本制度による希薄化は生じない
iii. 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	・退任後

(注) 上記株式報酬制度につきましては、当事業年度においては、インセンティブとしての実効性等をふまえた制度の再設計を行うこと等を理由に制度の運用を停止しております。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

該当する事項はございません。

④取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	144 (40)	144 (40)	—	—	18 (8)
監査役 (うち社外監査役)	47 (15)	47 (15)	—	—	5 (2)

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 上記の報酬等の総額及び員数には、2021年6月25日開催の第222回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役8名と同総会終結の時をもって辞任した監査役1名分が含まれております。

(注3) 当社は2007年6月28日開催の第208回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退任慰労金制度を廃止し、第208回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退任慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしておりますが、現任の取締役及び監査役に対象者はおりません。

(注4) 非金銭報酬等として、当社は取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入しておりますが、当事業年度においては、インセンティブとしての実効性等をふまえた制度の再設計を行うこと等を理由に制度の運用を停止しており、本制度に基づく株式給付引当金繰入額を計上しておりません。なお、当該制度の内容の概要は、上記②のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	名取 勝也	グローバル・ワン不動産投資法人	監督役員	当社とグローバル・ワン不動産投資法人との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社リクルートホールディングス	社外監査役	当社と株式会社リクルートホールディングスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社モリテックス	社外取締役	当社と株式会社モリテックスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社キビラ	監査役	当社と株式会社キビラとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		サークレイス株式会社	監査役	当社とサークレイス株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社タウンズ	社外取締役	当社と株式会社タウンズとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	狩野 麻里	学校法人昭和女子大学国際交流センター	センター長	当社と学校法人昭和女子大学との間に重要な取引その他の関係はありません。 なお、2022年3月31日付で同職を退任いたしました。
		学校法人昭和女子大学全学共通教育センター	特命教授	当社と学校法人昭和女子大学との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社オカムラ	社外取締役	当社と株式会社オカムラとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	山本 千鶴子	山本千鶴子公認会計士事務所	所長	当社と山本千鶴子公認会計士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		小津産業株式会社	社外監査役	当社と小津産業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		日本公認会計士協会東京会	常任役員	当社と日本公認会計士協会東京会との間に重要な取引その他の関係はありません。
		日本公認会計士協会	法規・制度委員会委員	当社と日本公認会計士協会との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	小田木 毅	月島機械株式会社	社外取締役	当社と月島機械株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	吉川 智三	株式会社横河ブリッジホールディングス	社外監査役	株式会社横河ブリッジホールディングスは当社の主要な株主であり、当社と同子会社との間には製品販売等の取引がありますが、当社が定める独立性基準（P17参照）における主要取引先には該当しません。
		清和総合建物株式会社	特別顧問	当社と清和総合建物株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況 (出席率)	主な活動状況
社外取締役	樋口 靖	11回／11回 (100%)	就任後に開催された取締役会全11回に出席し、上場企業の経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、主に経営的見地から公正な意見の表明等を行いました。また、指名・報酬委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	上山 丈夫	11回／11回 (100%)	就任後に開催された取締役会全11回に出席し、総合商社での経験と鉄鋼業界に関する見識を基に、公正な意見の表明や経営上の助言等を行いました。また、指名・報酬委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	葛岡 利明	11回／11回 (100%)	就任後に開催された取締役会全11回に出席し、企業法務に関する豊富な経験と見識を基に、公正な意見の表明や経営上の助言等を行いました。また、ガバナンス改善委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	名取 勝也	11回／11回 (100%)	就任後に開催された取締役会全11回に出席し、弁護士としての専門的見地から、公正な意見の表明や経営上の助言等を行いました。また、ガバナンス改善委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	狩野 麻里	11回／11回 (100%)	就任後に開催された取締役会全11回に出席し、金融機関の海外拠点や教育機関でのマネジメント経験を基に、リスク管理や人材育成に関する意見の表明や助言等を行いました。また、指名・報酬委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。
社外取締役	山本 千鶴子	11回／11回 (100%)	就任後に開催された取締役会全11回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、財務・会計に関する経営上の課題に対し、公正な意見の表明や助言等を行いました。また、ガバナンス改善委員会委員として、当社コーポレート・ガバナンスの充実に貢献しております。

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会出席状況 (出席率)	主な活動状況
社外監査役	小田木 毅	取締役会：全15回に出席 (100%) 監査役会：全10回に出席 (100%)	主に法曹資格を有する者としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において適宜質問や意見の表明、有用な提言等を行いました。
社外監査役	吉川 智三	取締役会：全15回に出席 (100%) 監査役会：全10回に出席 (100%)	主に金融・財務の専門家としての豊富な知見から、取締役会及び監査役会において適宜質問や意見の表明、有用な提言等を行ったほか、他社での代表取締役の経験を活かした業務執行全般にわたる発言を行いました。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑤ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

(5) 会社役員が締結している補償契約に関する事項

当社は、各取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。当該契約においては、当社が各取締役に対して責任の追及に係る請求をする場合（株主代表訴訟による場合を除く。）の各取締役の費用や、各取締役がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合の費用については、当社が補償義務を負わないこと等を定めております。

(6) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

①被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役、執行役員及び監査役。

②保険契約の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は、その全額を会社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の合計額	65百万円

(注1) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。

(注2) 上記の他、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として 7百万円を支払っております。

(注3) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンス方針

当社では2015年11月に当社のコーポレート・ガバナンスに係る基本方針として、「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針」を定めております。その概要は次のとおりです。

[東京製綱コーポレートガバナンス基本方針 抜粋 (第2条)]

当社は、当社グループの持続的成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンスを次の基本的な考え方に基づき構築する。

- ① 当社は株主の権利を尊重し、少数株主・外国人株主を含む全株主に対して実質的な平等性を確保するため、迅速な情報開示と十分な権利行使の確保のための環境整備に努める。
- ② 当社は、株主、取引先、地域社会、従業員等、様々なステークホルダーからの有形無形のサポートが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、持続的な成長を遂げるために重要であると認識しており、ステークホルダーの権利・価値観を尊重する企業風土を醸成し、良好で適切な協働関係の構築に努める。
- ③ 当社はステークホルダーへの説明責任として情報開示を捉え、特に当社の企業価値向上に直接利害関係を有する株主・投資家が当社企業価値を適切に判断できるよう、財務情報をはじめ、経営戦略や経営課題、非財務情報等についても各種法令に定められた情報開示に留まることなく幅広い情報の開示に努める。開示する情報については当社ホームページ、事業報告書、プレスリリース等の手段を用い、幅広い情報の提供に努める。
- ④ 当社取締役会は、会社の持続的成長と中長期的に企業価値を向上させるべく、経営戦略を策定するとともに、取締役会の判断を要するリスクを明確化することで果敢な業務執行の実現を促すものとする。また、業務執行に対して独立した客観的な視点により実効的な監督を行うことに努める。
- ⑤ 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主をはじめとするステークホルダーのそれぞれの立場や関心等に留意し、適切な利益衡量のもと株主との建設的な対話等に努める。

なお、「東京製綱コーポレートガバナンス基本方針」全文につきましては当社ウェブサイト (<http://www.tokyorope.co.jp/company/pdf/20181225.pdf>) に掲載いたしておりますので、ご参照ください。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、2015年4月27日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の整備に向けた基本方針の一部を改定する旨の取締役会決議を行っております。その概要と当連結会計年度における運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令・定款はもと

- より社会規範・企業倫理を遵守することにより、各社の業務執行の適正を確保するための指針として「東京製綱グループ企業行動指針」を制定しており、この周知徹底を図る。
- . 当社は、当社グループ各社の環境・安全面にかかる業務執行が関係法令を遵守して行われるよう統括的に管理する。
 - ハ. 当社内部監査室は、当社グループ各社の取締役・使用人による職務執行が法令・定款及び社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため、業務監査を実施する。
 - 二. 「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会を定期的開催し、当社グループのコンプライアンス体制の運用状況を把握するとともに、必要に応じて見直しを図る。
 - ホ. 法令違反の未然防止又は最小限に食い止めるために内部通報制度を創設し、運用規程として「東京製綱グループ内部通報者保護規程」（以下「内部通報規程」という。）を制定している。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社では取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、2021年度の活動状況については2022年7月開催の取締役会にて報告を予定しております。
- ・ 当社に創設した内部通報制度については、内部通報者が不利な取り扱いを受けない制度として明確化されていることを確認したほか、実際の運用状況については2022年6月開催の取締役会にて報告を予定しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社の取締役及び使用人が職務執行上取扱う全ての情報に関し、適切な管理体制と情報取扱手順等を「情報セキュリティ管理規程」に定め、運用する。
- . 当社の取締役の職務執行に係る情報のうち、電子媒体によるものは「電子情報システム機密保護管理規程」、その他の媒体については法令及び社内規程に従って文書及びデータの作成・保存を行い、法令・社内規程の定める保存期間が終了したものは、裁断又は消去する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社に設置されている会議体及び委員会（取締役会・経営会議・コンプライアンス委員会他）については会議の議事につき議事録が作成され、保存・管理されていることを確認しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、当社グループの事業上の全てのリスクに対する統制活動の手順並びに統制活動が適切に行われていることを検証し、必要に応じて是正する手順として「リスク管理規程」を制定しており、これを運用するとともに、重要な事業投融資については「投融資業務規程」に、重要な大規模取引等については「プロジェクト方針会議規程」に基づきリスクを適切に管理する。
- . 当社グループ各社は「職務権限決裁規程」を制定し、自ら業務執行にかかるリスクの適切

な管理に努める。また、当社グループ各社の業務執行にかかるリスクが当社グループ全体に影響を及ぼす場合のリスク管理については「東京製綱グループ決裁基準」及び「関係会社管理規程」を制定しており、担当部署が統括的にリスク管理を行う。

- ハ、当社グループ各社の事業上の各種リスクが顕在化する可能性を最小化するため「内部統制チェックシート」を作成し、統制活動の機能を検証するため内部監査室に専任者を配置し定期的にチェックを行う。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社ではリスク管理規程に基づく体制が整備され、重要な投資案件については「投融資委員会」で、重要な大規模取引については「プロジェクト方針会議」にてリスクを認識し、管理されていることを確認しております。
- ・ また、日常的な業務執行におけるリスクを把握し、管理するため全社的に整備している「内部統制チェックリスト」につき見直しを実施し、内部監査室による定期的なチェックが実施されていることを確認しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ、当社では、「取締役会規則」に定めた重要事項の決定と代表取締役社長の職務執行状況の監督を行うために、毎月最低1回取締役会を開催する。
- ロ、当社では、職務執行の効率化と取締役会の監督機能強化を図るべく執行役員制度を導入するとともに、代表取締役社長による会社の業務執行を補佐し、業務執行の適正性及び妥当性を確保するため、業務執行上の重要事項について協議するとともに、経営状況及び経営上の重要課題について会議構成員間の認識を共有するための機関として経営会議を設置する。
- ハ、当社グループ各社の日常の業務執行については「職制規程」、「職務権限決裁規程」等の業務関係諸規程に則し、規律と効率に留意すると同時に組織間の連携を確保する。
- ニ、全社的な方向付けと効率的な職務執行の実現のために、当社の子会社管理担当部署において、当社グループ全体の基本戦略及び中期経営計画を策定し、当社取締役会で決議のうえ年度経営計画に展開する。
- ホ、後記⑤ロに記載する「関係会社社長会」において、各子会社における中期経営計画及び年度経営計画の目標達成状況を定期的に監督する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 2021年度は全15回取締役会を開催し、取締役会規則に定める重要事項の決定と代表取締役の職務執行状況の監督を実施いたしました。
- ・ 2021年度は全22回経営会議を開催し、職務権限決裁規程で定める重要な業務執行案件の協議が行われたことを確認いたしました。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 「関係会社管理規程」に基づき、各子会社はその財務状況、業務の執行状況及びリスク管理事項について定期的に当社に報告するとともに、重大な事項が生じた場合は直ちに当社所管部署に報告する。
- ロ. 当社グループ各社間の連携強化を図るため「関係会社社長会」を四半期毎に開催し、各子会社は業績、事業活動の状況について報告する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社子会社の財務状況や業務の執行状況等を監督するため、2021年度は年4回、関係会社社長会を開催したほか、当社グループ全体に影響を及ぼす業務執行案件については当社の取締役会及び経営会議に報告されていることを確認いたしました。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助するため、監査役付使用人を置くものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。また、監査役付使用人の人事考課等については監査役会の同意を得たうえで取締役が決定する。
- ロ. 監査役付使用人は、監査役の補助業務については、業務執行上の指揮命令系統には属せずに監査役の指示命令に従うものとし、監査役付使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 当社では監査役の職務執行を補助するため、非専従の監査役付使用人を2名設置しております。
- ・ 監査役会規則、社内の人事制度において監査役付使用人の設置の明確化、業務執行からの独立性が確保されていることを確認しております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役への報告体制として、監査役が取締役会に出席するほか、経営会議へは常勤監査役が必ず出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねる。
- ロ. 稟議書、通達等の社内文書については、監査役がその判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要な場合には、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ハ. 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、定期的に情報交換し綿密に連繫を図る。
- ニ. 監査役は、必要に応じて内部監査室より内部監査の結果の報告を受けるものとする。
- ホ. 当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を内部通報制度を利用して報告した場合、通報を受けた通報窓口責任者は必ず当社監査役に報告すること、並びに当該報告者が不利益な取り扱いを受けないことを、「内部通報規程」に定めている。
- ヘ. 当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライア

ンスに関する事実を当社監査役に報告した場合は、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを禁止し、その旨を取締役会及び使用人に周知徹底する。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 常勤監査役は2021年度に開催した全ての取締役会（15回開催）、経営会議（22回開催）に出席した他、取締役・使用人に対し適宜、稟議書その他の社内文書の提出を求め、内部監査室の内部監査結果の報告を受ける等により情報収集が行われたことを確認しております。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役が監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて会計監査人、顧問弁護士、その他の外部アドバイザーの意見を求めることができるものとし、当社はこれについて発生する費用を監査費用として認める。
- ロ. 監査役が職務の執行について必要な費用の前払い又は償還を請求したときは、すみやかに当該費用又は債務の処理を行う。

[当連結会計年度における運用状況]

- ・ 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行いました。
- ・ 取締役会では監査役が監査方針を説明する機会を確保し、監査方針に従って取締役会を含む当社の重要な会議等に参加し、又は会議等の報告を受けていることを確認しております。

⑨ 反社会的勢力の排除

- イ. 当社グループ各社並びに当社グループ各社の役員及び使用人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とはいかなる関係も持たない。
- ロ. 期せずして新規取引先が反社会的勢力と関係有ることが判明した場合であっても、契約書に反社会的勢力排除条項を置くこと等により、速やかに関係を遮断するための体制を整えている。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、「共存共栄」を企業経営理念に掲げ、株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先、従業員や地域社会といった当社ステークホルダーとの適切な協働を維持しつつ、社会基盤整備への貢献を通じて、当社の企業価値と社会的存在意義ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指しております。

当社は、第三者から当社株式の大量買付け行為等の提案がなされた場合、これを許容するかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や買付者からの提案の中には、企業価値及び株主共同の利益を害するものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えます。

したがって、当社は、企業価値及び株主共同の利益を害する買付者が現れた場合には、当該大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために、必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令を踏まえながら、必要に応じて適切な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に努めてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会が定めることができる旨を定款で定めております。取締役会では剰余金の配当等の実施の決定は、以下の方針に基づき実行しております。

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置付けております。利益配当については、各期の連結業績に応じた利益の分配を基本として、新規事業展開・新製品開発、生産販売体制の整備等といった将来的な企業価値向上に要する内部資金需要の状況や、当社の業績、財務状況等、さらには安定・継続的な株主還元の実現等を総合的に考慮して決定することとしております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部        |               |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|                 | 百万円           |                | 百万円           |
| <b>流動資産</b>     | <b>37,500</b> | <b>流動負債</b>    | <b>26,953</b> |
| 現金及び預金          | 4,437         | 支払手形及び買掛金      | 12,435        |
| 受取手形、売掛金及び契約資産  | 15,711        | 短期借入金          | 5,377         |
| 商品及び製品          | 6,760         | 未払費用           | 2,277         |
| 仕掛品             | 4,286         | 賞与引当金          | 911           |
| 原材料及び貯蔵品        | 5,062         | その他の           | 5,951         |
| その他の            | 1,263         | <b>固定負債</b>    | <b>30,625</b> |
| 貸倒引当金           | △20           | 長期借入金          | 19,844        |
| <b>固定資産</b>     | <b>46,225</b> | リース債務          | 841           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>31,732</b> | 再評価に係る繰延税金負債   | 3,922         |
| 建物及び構築物         | 6,470         | 役員退職慰労引当金      | 189           |
| 機械装置及び運搬具       | 5,210         | 役員株式給付引当金      | 12            |
| 土地              | 18,194        | 退職給付に係る負債      | 4,254         |
| リース資産           | 1,140         | 資産除去債務         | 513           |
| 建設仮勘定           | 317           | 環境対策引当金        | 283           |
| その他の            | 398           | その他の           | 764           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>434</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>57,579</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>14,058</b> | <b>純資産の部</b>   |               |
| 投資有価証券          | 5,947         | <b>株主資本</b>    | <b>15,352</b> |
| 退職給付に係る資産       | 790           | 資本金            | 1,000         |
| 繰延税金資産          | 3,312         | 資本剰余金          | 1,070         |
| その他の            | 4,087         | 利益剰余金          | 13,566        |
| 貸倒引当金           | △79           | 自己株式           | △283          |
| <b>資産合計</b>     | <b>83,725</b> | その他の包括利益累計額    | 10,149        |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | 791           |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益        | 1             |
|                 |               | 土地再評価差額金       | 9,063         |
|                 |               | 為替換算調整勘定       | 778           |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額   | △485          |
|                 |               | <b>非支配株主持分</b> | <b>643</b>    |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>26,145</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>83,725</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
|                 | 百万円   | 百万円    |
| 売上高             |       | 63,780 |
| 売上原価            |       | 51,317 |
| 売上総利益           |       | 12,463 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 10,841 |
| 営業利益            |       | 1,621  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息            | 12    |        |
| 受取配当金           | 230   |        |
| 持分法による投資利益      | 156   |        |
| 為替差益            | 207   |        |
| その他             | 277   | 884    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 271   |        |
| その他             | 212   | 484    |
| 特別損失            |       | 2,021  |
| 減損損失            | 1,456 |        |
| その他             | 35    | 1,492  |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 529    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 544   |        |
| 法人税等調整額         | △485  | 59     |
| 当期純利益           |       | 470    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |       | 836    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 1,306  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

|                     | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
|                     | 百万円     | 百万円   | 百万円    | 百万円     | 百万円    |
| 当 期 首 残 高           | 1,000   | 1,070 | 12,343 | △313    | 14,100 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | —       | —     | 6      | —       | 6      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 1,000   | 1,070 | 12,349 | △313    | 14,106 |
| 当 期 変 動 額           |         |       |        |         |        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —       | —     | 1,306  | —       | 1,306  |
| 自己株式の取得             | —       | —     | —      | △0      | △0     |
| 自己株式の処分             | —       | △0    | —      | 31      | 30     |
| 連結範囲の変動             | —       | —     | △90    | —       | △90    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | —       | —     | —      | —       | —      |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | △0    | 1,216  | 30      | 1,246  |
| 当 期 末 残 高           | 1,000   | 1,070 | 13,566 | △283    | 15,352 |

|                     | その他の包括利益累計額                 |         |                     |          |                       |                               | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------|-----------------------------|---------|---------------------|----------|-----------------------|-------------------------------|---------|--------|
|                     | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 繰延ヘッジ損益 | 土 地<br>再 評 価<br>差 額 | 地 価<br>金 | 為 替 換<br>算 定<br>調 整 額 | 退 職 給 付<br>に 係 る 調 整<br>累 計 額 |         |        |
|                     | 百万円                         | 百万円     | 百万円                 | 百万円      | 百万円                   | 百万円                           | 百万円     | 百万円    |
| 当 期 首 残 高           | 953                         | 22      | 9,063               | △277     | △539                  | 9,222                         | 1,474   | 24,796 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | —                           | —       | —                   | —        | —                     | —                             | —       | 6      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 953                         | 22      | 9,063               | △277     | △539                  | 9,222                         | 1,474   | 24,803 |
| 当 期 変 動 額           |                             |         |                     |          |                       |                               |         |        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —                           | —       | —                   | —        | —                     | —                             | —       | 1,306  |
| 自己株式の取得             | —                           | —       | —                   | —        | —                     | —                             | —       | △0     |
| 自己株式の処分             | —                           | —       | —                   | —        | —                     | —                             | —       | 30     |
| 連結範囲の変動             | —                           | —       | —                   | —        | —                     | —                             | —       | △90    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △162                        | △21     | —                   | 1,056    | 54                    | 926                           | △830    | 96     |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △162                        | △21     | —                   | 1,056    | 54                    | 926                           | △830    | 1,342  |
| 当 期 末 残 高           | 791                         | 1       | 9,063               | 778      | △485                  | 10,149                        | 643     | 26,145 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

| 資産の部            |               | 負債の部           |               |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目             | 金額            |
|                 | 百万円           |                | 百万円           |
| <b>流動資産</b>     | <b>23,899</b> | <b>流動負債</b>    | <b>26,121</b> |
| 現金及び預金          | 689           | 支払手形           | 1,551         |
| 受取手形            | 1,599         | 買掛金            | 10,410        |
| 売掛金             | 7,875         | 短期借入金          | 7,195         |
| 棚卸資産            | 8,327         | 賞与引当金          | 393           |
| 短期貸付金           | 2,191         | 未払の金           | 3,769         |
| その他             | 3,216         | その他            | 2,800         |
| <b>固定資産</b>     | <b>45,736</b> | <b>固定負債</b>    | <b>26,984</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>25,239</b> | 長期借入金          | 19,375        |
| 建物及び構築物         | 4,056         | リース債務          | 820           |
| 機械装置            | 2,512         | 役員株式給付引当金      | 12            |
| 土地              | 17,110        | 退職給付引当金        | 2,030         |
| リース資産           | 1,120         | 再評価に係る繰延税金負債   | 3,922         |
| 建設仮勘定           | 205           | 資産除去債務         | 135           |
| その他             | 234           | 環境対策引当金        | 283           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>245</b>    | その他            | 403           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>20,251</b> | <b>負債合計</b>    | <b>53,105</b> |
| 投資有価証券          | 4,635         | <b>純資産の部</b>   |               |
| 関係会社株式          | 7,507         | <b>株主資本</b>    | <b>8,187</b>  |
| 関係会社出資金         | 3,821         | 資本             | 1,000         |
| 長期貸付金           | 1,391         | 資本剰余金          | 796           |
| 繰延税金資産          | 2,082         | 資本準備金          | 250           |
| その他             | 988           | その他資本剰余金       | 546           |
| 貸倒引当金           | △175          | <b>利益剰余金</b>   | <b>6,674</b>  |
|                 |               | その他利益剰余金       | 6,674         |
|                 |               | 繰越利益剰余金        | 6,674         |
|                 |               | <b>自己株式</b>    | <b>△283</b>   |
|                 |               | 評価・換算差額等       | 8,343         |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | 209           |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益        | 0             |
|                 |               | 土地再評価差額金       | 8,134         |
| <b>資産合計</b>     | <b>69,636</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>16,531</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>69,636</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

| 科 目          | 金 額   |        |
|--------------|-------|--------|
|              | 百万円   | 百万円    |
| 売上高          |       | 37,877 |
| 売上原価         |       | 31,378 |
| 売上総利益        |       | 6,499  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 5,643  |
| 営業利益         |       | 856    |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息及び配当金    | 1,037 |        |
| 固定資産賃貸料      | 132   |        |
| その他の         | 233   | 1,403  |
| 営業外費用        |       |        |
| 支払利息         | 291   |        |
| その他の         | 189   | 480    |
| 経常利益         |       | 1,778  |
| 特別損失         |       |        |
| 関係会社株式評価損    | 1,067 |        |
| その他の         | 1     | 1,068  |
| 税引前当期純利益     |       | 710    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7     |        |
| 法人税等調整額      | △366  | △358   |
| 当期純利益        |       | 1,068  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

|                     | 株 主 資 本      |            |               |             |                 |              |             |              |             |
|---------------------|--------------|------------|---------------|-------------|-----------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
|                     | 資 本 金        | 資 本 剰 余 金  |               |             |                 | 利 益 剰 余 金    |             | 自 己 株 式      | 株 主 資 本 合 計 |
|                     |              | 資 準 備 金    | そ の 他 資 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計  |             |              |             |
| 当 期 首 残 高           | 百万円<br>1,000 | 百万円<br>250 | 百万円<br>546    | 百万円<br>796  | 百万円<br>5,606    | 百万円<br>5,606 | 百万円<br>△313 | 百万円<br>7,088 |             |
| 当 期 変 動 額           |              |            |               |             |                 |              |             |              |             |
| 当 期 純 利 益           | —            | —          | —             | —           | 1,068           | 1,068        | —           | 1,068        |             |
| 自己株式の取得             | —            | —          | —             | —           | —               | —            | △0          | △0           |             |
| 自己株式の処分             | —            | —          | △0            | △0          | —               | —            | 31          | 30           |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | —            | —          | —             | —           | —               | —            | —           | —            |             |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —            | —          | △0            | △0          | 1,068           | 1,068        | 30          | 1,098        |             |
| 当 期 末 残 高           | 1,000        | 250        | 546           | 796         | 6,674           | 6,674        | △283        | 8,187        |             |

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |               |                 |                     | 純 資 産 合 計     |
|---------------------|-------------------------|---------------|-----------------|---------------------|---------------|
|                     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |               |
| 当 期 首 残 高           | 百万円<br>430              | 百万円<br>23     | 百万円<br>8,134    | 百万円<br>8,588        | 百万円<br>15,677 |
| 当 期 変 動 額           |                         |               |                 |                     |               |
| 当 期 純 利 益           | —                       | —             | —               | —                   | 1,068         |
| 自己株式の取得             | —                       | —             | —               | —                   | △0            |
| 自己株式の処分             | —                       | —             | —               | —                   | 30            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △221                    | △23           | —               | △244                | △244          |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △221                    | △23           | —               | △244                | 854           |
| 当 期 末 残 高           | 209                     | 0             | 8,134           | 8,343               | 16,531        |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

東京製綱株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山中 崇  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芝山喜久  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京製綱株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京製綱株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

東京製綱株式会社  
取締役会御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山中 崇  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 芝山喜久  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京製綱株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第223期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第223期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
    - ③事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

東京製綱株式会社 監査役会  
常勤監査役 福井 達 二 ㊟  
社外監査役 小田木 毅 ㊟  
社外監査役 吉川 智 三 ㊟  
監査役 林 俊 雄 ㊟

以上



# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋三丁目6番2号

**A P日本橋 会議室F・G**  
(日本橋フロント6階)



東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」B1出口より徒歩2分

JR「東京駅」より徒歩5分

都営浅草線「日本橋駅」より徒歩5分



見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサルデ  
ザインフォントを採用  
しています。